2024年11月1日

会社法第811条第1項第1号に基づく備置書類

分割会社：株式会社CINC
代表取締役　石松　友典

新設会社：株式会社CINC Capital
代表取締役　石松　友典

株式会社CINC（以下「分割会社」といいます）は、2024年8月16日開催の取締役会において承認されました新設分割計画書に基づき、2024年11月1日をもって、株式会社CINC Capital（以下「新会社」といいます）を新たに設立し、M&A仲介事業（以下「本件事業」といいます）についての権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます）を行いました。

この会社分割に関する事項は下記のとおりであります。

記

１．本件新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2024年11月1日

２．法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求（会社法施行規則第209条第2号）

本件新設分割は会社法第805条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法第805条の2ただし書きに規定する場合に該当するため、株主には差止請求権が認められません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法施行規則第209条第3号）

本件新設分割は会社法第805条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権の買取請求（会社法施行規則第209条第3号）

分割会社には、会社法第808条第1項第2号に定める新株予約権がなく、同条同項に定める新株予約権者がおりませんので、新株予約権の買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者の異議（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

本件新設分割において、分割会社は、新会社に承継される債務について重畳的債務引受けをしており、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者がいないため、債権者の異議に関する手続は実施しておりません。

３．本件新設分割により新会社が承継した重要な権利義務に関する事項 （会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新会社は、本新設分割計画書の定めるところにより、分割会社から、2024 年 11 月 1 日をもって、本事業に属する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を承継しました。

４．その他新設分割に関する重要な事項 （会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以　上